

焼津市告示第109号

令和2年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月1日

焼津市長 中野 弘道

令和2年度焼津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において住居費及び転居費用の一部を補助するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和2年1月1日から令和3年3月10日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和2年1月1日から令和3年3月10日までの間に、婚姻を機に新たに焼津市内に住宅を購入し、若しくは新築し、又は賃借する際に要した費用のうち、当該住宅に係る取得費、賃料（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を控除した費用をいう。以下同じ。）、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫婦の一方が、同居することを予定して賃借した住宅に婚姻前から居住していた場合は、同居を開始する前に要した当該住宅に係る賃料、礼金、共益費及び仲介手数料を除く。
- (3) 転居費用 令和2年1月1日から令和3年3月10日までの間に前号の住宅に転居（市内転居及び市外からの転入をいう。以下同じ。）をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（夫婦それぞれに係る前年の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号ロに規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）を合算した額。以下同じ。）から前年中に返済した貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与される資金をいう。以下同じ。）の額を控除した額が340万円未満であること。ただし、新婚世帯に婚姻を機に離職をし、申請時において無職の者がいる場合は、その者の合計所得金額を0円とみなして新婚世帯の所得を算出するものとする。
- (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに34歳以下であること。
- (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに前条第2号の住宅に住所を有しているこ

と。

(4) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。

(5) 夫婦のいずれもが過去に焼津市結婚新生活支援補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び転居費用を合算した額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)

(3) 夫及び妻の令和2年度の課税(所得)証明書(令和元年分の所得額を明らかにすることができる市区町村の長が発行する所得を証明する書類をいう。)

(4) 住宅の購入又は新築に係る契約書及び領収書の写し(住宅を購入し、又は新築した場合に限る。)

(5) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(6) 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し(住宅を賃借している場合に限る。)

(7) 夫及び妻の住宅手当支給証明書(第2号様式。住宅を賃借している場合であって、給与所得者である場合に限る。)

(8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

(9) 転居に係る領収書の写し(転居費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。)

(10) 離職票の写し(離職をした場合に限る。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請及び実績報告は、令和2年7月1日から令和3年3月10日までに行わなければならない。

(交付の決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付を決定し、及び確定したときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(第3号様式)により、補助金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の対象となる者が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、補助金の交付の決定及び確定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金に適用する。